船用オーバルアイプレート	F 3410
船用リングプレート	F 3412
船用ホーンクリート	F 3414
船用ガイクリート	F 3416
船用シーブ	F 3418
船用スイベル付ロープガイ鋼製滑車	F 3419
船用荷役鋼製滑車	F 3421
船用切欠き滑車	F 3422
船用信号旗滑車	F 3425
船用鋼帯木製滑車	F 3426
船用荷役ころ軸受入り鋳鋼製滑車	F 3428
船用荷役ころ軸受入り鋼板製滑車	F 3429
船用ワイヤソケット	F 3432
船における繊維ロープの使用基準	F 3434
船用荷役つり索ニッパ	F 3435
船用小形鋼製滑車	F 3443
船用消防おの	F 3610
縄ばしご	F 3612
傾斜計	F 3613
造船上向き作業用アシストスーツ	F 3651
船用トグルピン	F 3905
船用鎖ひも	F 3906
船用鎖ひもＳ形環	F 3907
船用鎖ひもアイプレート	F 3908
船用内燃主機関陸上試験方法	F 4304
舟艇―スタート―イン―ギヤープロテクション―装備基準	F 4323
舟艇―プッシュプルコントロールケーブル	F 4325
舟艇―推進機遠隔操作装置	F 4326
舟艇―船外機関―携帯用燃料装置	F 4327
舟艇―ガソリン機関の火炎逆流制御	F 4328
船用小形プロペラ取付部テーパ１：10	F 4801
造船―船用プロペラ―製作許容差―第１部：直径2.5mを超えるプロペラ	F 4802
造船―船用プロペラ―製作許容差―第２部：直径0.8m以上2.5m以下のプロペラ	F 4803
船用小形プロペラ取付部テーパ１：16	F 4804
中小形船の自動スラッジ排出形油清浄機の船内試験方法	F 6602
ムアリングウインチ	F 6709
ウインドラス	F 6714
船用油圧かじ取機工場試験方法	F 6720
船用油圧かじ取機用油圧ポンプ工場試験方法	F 6721
船用配管の識別	F 7005
管系保温―防熱基準	F 7008
船舶機関部管系用ガスケット及びパッキン使用基準	F 7102
船用機関入口用潤滑油管系及び燃料油管系のこし器	F 7103
船体付ディスタンスピース	F 7131
船用油こしの金網の使用基準	F 7207
船用単式油こし	F 7209
船用平形サイトグラス	F 7234
船舶及び海洋技術―船用油タンク非常遮断弁	F 7399
船用燃料油タンク及び潤滑油タンク非常遮断弁遠隔遮断装置	F 7456
船用燃料油タンク及び潤滑油タンク非常遮断弁空気式遠隔遮断装置	F 7457
船舶機関部予備品	F 7601
船舶機関部装備品	F 7602
船用５Ｋ銅合金管フランジ	F 7804
船用鋼製溶接スリーブ式管継手	F 7810
船用電気器具の振動検査通則	F 8006
船用電気照明器具通則	F 8008
船用電気設備―第202部：システム設計―保護	F 8063
船用電気設備第301部機器―発電機及び電動機	F 8064
船用電気設備第304部機器―半導体コンバータ	F 8067
船用電気設備―第401部：装備基準及び完成試験	F 8072
船用電気設備第203部システム設計―可聴及び可視信号	F 8078
船用電気設備第204部システム設計―電動及び電動油圧操だ装置	F 8079
船用電気設備及び電子機器―電磁両立性（ＥＭＣ）―金属製船体の船舶	F 8081
船用電気設備―リチウム二次電池を用いた蓄電池設備	F 8102
舟艇―電気機器―リチウム二次電池を用いた蓄電池設備	F 8103
船用防水形照明器具―作業灯，壁付灯，信号灯及び手さげ灯	F 8414
船用蛍光灯安定器	F 8431
船用プロペラ軸回転計―電気式及び無接触式	F 8521
電気式ラダーアングルインジケータ	F 8522
船用隔壁・甲板用電線貫通金物	F 8802
船用防水形小形接続箱	F 8821
冷凍コンテナ用防水形ソケットアウトレットボックス	F 8837
船舶及び海洋技術―船用音響測深装置	F 9401
船用気象ファクシミリ受信機	F 9601
船舶及び海洋技術―真船首方位信号伝達装置	F 9605
船用電気式圧力発信器	F 9704
船用発電装置のパワーマネージメントシステム	F 9800

告示

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月26日

埼玉労働局長　田平　浩二

第４号中「１時間1,152円」を「１時間1,207円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月26日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,180円」を「１時間1,235円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。